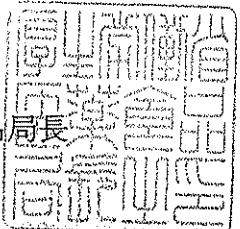


薬食発第0331053号
平成20年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法関係手数料令の一部を改正する政令等の施行について

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令（平成20年政令第52号、別添1参照）が今月19日に公布され、薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第52号、別添2参照）、薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品を定める件（平成20年厚生労働省告示第122号、別添3参照）及び薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（平成20年厚生労働省告示第123号、別添4参照）が今月27日に公布され、4月1日より施行されることとなった。

本改正の趣旨、各手数料区分等の取扱い及び留意事項について、下記のとおり定めたので、貴職におかれでは、下記の事項に御留意の上、貴管下関係業者等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知において、薬事法（昭和35年法律第145号）を「法」と、薬事法関係手数料令の一部を改正する政令による改正前の薬事法関係手数料令（平成17年政令第91号）を「旧手数料令」と、改正後の薬事法関係手数料令を「新手数料令」とそれぞれ略称する。

また、旧手数料令と新手数料令における区分及び手数料の額については、別添5を参照されたい。

記

第一 改正の趣旨

一般用医薬品のうち、医療用医薬品として承認されている有効成分等を一



般用医薬品へ転用するものについては、これまでいわゆる一般用医薬品の手数料区分である旧手数料令第7条第1項第1号イ(9)等により審査が行われていたところであるが、一方で、その審査において求められる資料は通常の一般用医薬品に比べ膨大であり、かつ専門的な審査を必要とするところである。

また、後発医療用医薬品及び一般用医薬品において、ガイドライン等により、その有効性・安全性が確認できる効能、効果、用法又は用量の一部変更承認申請においては、通常の品目に比べ審査業務が軽減されるところである。

これらに伴い、薬事法に基づいて行われる医薬品に係る承認の申請について、国及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に納める手数料を新設するものである。

第二 手数料の区分について

新手数料令において新設された各手数料区分については、次の諸点に留意すること。

1. 第7条関係（国に納めるべき手数料）

（1）第7条第1項第1号イ関係

① (9)の対象となる医薬品としては、既承認一般用医薬品（製造販売後調査を行うこと等についての承認条件が付された場合にあっては、当該条件を満たすものに限る。以下同じ。）と有効成分若しくはその配合割合、効能、効果、用法又は用量が異なる医薬品（以下「スイッチOTC等」という。）が対象となる。

ただし、既承認一般用医薬品と有効成分の配合割合のみが異なる医薬品のうち、厚生労働大臣が定める医薬品として、薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品（平成20年厚生労働省告示第122号、別添3）に掲げるものについては、その承認申請に対する審査の内容が(11)に掲げる医薬品に係る承認申請に対する審査の内容に相当するものであり、第7条第1項第1号イ(9)には該当しないこと。

具体的には、既承認一般用医薬品と有効成分の配合割合のみが異なる医薬品のうち、以下の医薬品は(9)に該当すること。

ア 薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が規定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成19年告示第69号）における第一類医薬品の成分として別表第一に掲げるものの、その水和物及びそれらの塩類並びに同表に掲げるその他のもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として組み合わせた製剤

- イ 第1類医薬品の成分として別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第2類医薬品として別表第二に掲げる漢方処方を有効成分として組み合わせた製剤
 - ウ 第1類医薬品の成分として別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第2類医薬品として別表第三に掲げるものの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として組み合わせた製剤
 - エ 第2類医薬品として別表第二に掲げる漢方処方及び同表に掲げるその他のものを有効成分として組み合わせた製剤
 - オ 第2類医薬品として別表第二に掲げる漢方処方並びに第2類医薬品として別表第三に掲げるものの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として組み合わせた製剤
 - カ 第2類医薬品として別表第三に掲げるものの、その水和物及びそれらの塩類並びに同表に掲げるその他のもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として組み合わせた製剤
- ② (10)の対象となる医薬品としては、スイッチOTC等を申請した者が、当該医薬品の規格違いの品目を申請した場合に適用されること。
 - ③ (11)の対象となる医薬品としては、旧手数料令第7条第1項第1号(9)の対象とされている医薬品のうち、スイッチOTC等を除いた医薬品であること。
 - ④ (12)の対象となる医薬品としては、(11)に掲げる医薬品を申請した者が、当該医薬品の規格違いの品目の申請をした場合に適用されること。

(2) 第1項第2号イ関係

- ① (15)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(7)及び(8)に掲げる医薬品のうち、効能、効果、用法又は用量の変更について、その変更申請の内容が、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成20年厚生労働省告示第123号、別添4)に基づくものであること。

現在、当該告示においては、第一号により、世界保健機関(WHO)及び国連食糧農業機関(FAO)により平成19年4月付で策定された「乳児用調整粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」並びに第二号により、厚生省が昭和50年2月に監修した「一般用漢方処方の手引き」を基準として示しているものであること。

- ② (17)の対象となる医薬品としては、スイッチOTC等のうち、効能、効果、用法又は用量を変更するものであること。

- ③ (18)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(10)に掲げる医薬品（スイッチOTC等の規格違い）のうち、効能、効果、用法又は用量を変更するものであること。
- ④ (19)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(9)及び(10)に掲げる医薬品（スイッチOTC等及びその規格違い）のうち、効能、効果、用法又は用量を変更するものであること。
- ⑤ (22)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(7)及び(8)に掲げる医薬品のうち、効能、効果、用法又は用量の変更について、その変更申請の内容が、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第123号、別添4）に示した基準に基づくものであること。

現在、当該告示で示している基準としては、上記①を参照のこと。

2. 第17条関係（機構に納めるべき手数料）

- (1) 第1項第1号イ関係
 - ① (10)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(9)又は(10)に掲げる医薬品（スイッチOTC等及びその規格違い）が該当すること。
- (2) 第1項第2号イ関係
 - ① (1)の対象となる医薬品は、新手数料令第7条第1項第2号イ(1)、(7)、(13)、(17)又は(20)に掲げる医薬品が該当すること。
 - ② (2)の対象となる医薬品は、新手数料令第7条第1項第2号イ(2)、(8)、(14)、(18)又は(21)に掲げる医薬品が該当すること。
 - ③ (7)の対象となる医薬品は、新手数料令第7条第1項第2号イ(15)又は(22)に掲げる医薬品が該当すること。
 - ④ (8)の対象となる医薬品は、新手数料令第7条第1項第2号イ(19)又は(23)に掲げる医薬品が該当すること。

第三 施行期日

新手数料令の施行期日は、平成20年4月1日であること。



(号外) 独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕

〔省令〕

- 自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(五五)
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令(五六)
- 地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令(四七)
- 地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令(四八)
- 放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(四九)
- 放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(五一)
- 放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(五〇)
- 保健師助産師看護師法施行令及び薬剤師法施行令の一部を改正する政令(五二)
- 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(五三)
- 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(五四)

- 八 ○ 道路に関する件 (同六一～六三)
- 七 ○ 都市計画に関する件 (関東地方整備局一一五～一二三)
- 六 ○ 道路に関する件 (北陸地方整備局四一)
- 五 ○ 道路に関する件 (中部地方整備局三〇～三二)
- 四 ○ 宅地建物取引業法第六十九条第一項の規定に基づく聴聞を行う件 (中国地方整備局二八、二九)
- 三 ○ 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令 (法務一二)
- 二 ○ 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令 (厚生労働二八)
- 一 ○ 予防接種実施規則の一部を改正する省令 (同三九)
- 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令 (農林水産一四)
- 経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令 (経済産業一二)
- 弁理士法施行規則の一部を改正する省令 (同一四)

- 九 ○ 地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令 (政令第四七号) (総務省)
- 八 ○ 道路に関する件 (九州地方整備局四七、四八)
- 七 ○ 道路に関する件 (北海道開発局一七、一八)
- 六 ○ 道路に関する件 (九州地方整備局四七、四八)
- 五 ○ 道路に関する件 (北陸地方整備局四一)
- 四 ○ 道路に関する件 (中部地方整備局三〇～三二)
- 三 ○ 道路に関する件 (関東地方整備局一一五～一二三)
- 二 ○ 道路に関する件 (北陸地方整備局四一)
- 一 ○ 道路に関する件 (中部地方整備局三〇～三二)

本号で公布された法令のあらまし

◇地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (政令第四七号) (総務省)

1 地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令 (政令第四九号) (総務省)

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令における地方公共団体による国等への寄附金等の支出の制限について、住民に対する医療の提供に関する等、所要の見直しを行うこととした。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令附則第四条関係)

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

〔資料〕

国庫歳入歳出状況 (平成十九年度平成二十年一月分) (財務省)

〔公示〕

〔公告〕

〔告示〕

○平成七年農林水産省告示第四百七十九号等の一部を改正する等の告示 (農林水産四一〇)

裁判所

破産、免責、再生関係

諸事項

特殊法人等

住宅型式性能認定関係

行旅死亡人、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

◇放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第四九号) (総務省)

放送法等の一部を改正する法律 (平成一九年法律第一三六号) の施行期日及び同法附則第一条第二項に掲げる規定の施行期日は、平成二〇年四月一日とすることとした。

(東北地方整備局五五～六〇)

| | | |
|--------------|--|-------------|
| | | 第八条第十七項 |
| | 第六項又は第十二項 | 第八条第十八項 |
| 意見の聴取又は弁明の聴取 | 第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項 | 第六項若しくは第十二項 |
| 第六項若しくは第十二項 | 第六項若しくは弁明の聴取を行ふ場合又は第十四項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取 | 第十二項 |
| 弁明の聴取 | 弁明の聴取 | 第十二項 |

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）の一部を次のよう改正する。

卷之三

(昭和三十六年政令第十三号)の項中「第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五项並びに第七条」を「第三条、第五条第二項、第六条第一項、第八条第二項、第九条第二項及び第五项並びに第十条」に改める。

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十年三月十九日

政令第五十一號

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令

この命令を制定する。

薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号イ中「(1)から(5)まで」を「(1)から(4)まで」に改め、同号イ(3)、(5)及び(7)中「(1)から(5)まで」を「(3)から(5)まで」に改め、同号イ(5)中「(4)」を「(6)」に改め、同号イ(5)を同号イ(7)とし、同号イ(4)を同号イ(6)とし、同号イ(3)中「(1)、(2)、(4)及び(5)」を「(3)、(4)、(6)及び(7)」に改め、同号イ(3)を同号イ(5)とし、同号イ(2)中「(1)、(4)及び(5)」を「(3)、(6)及び(7)」に改め、同号イ(2)を同号イ(4)とし、

内閣総理大臣 福田 康

福田
康

庚

厚生労働大臣 沢添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

福田
舛添
要

康 要

(4) とし、同号イ(1)を同号イ(3)とし、同号イ(10)中「(9)」を「(4)」に改め、同号イ(9)を同号イ(2)とし、同号イ(9)中「(8)及び(1)から(5)まで」を「から(10)まで及び(3)から(7)まで」に改め、同号イ(9)を同号イ(1)とし、同号イ(8)の次に次のように加える。

(9) 賛成認医薬品のうち、医療用医薬品、専ら疾病的診断に使用されることが目的とされるる医薬品（人又は動物の身体に直接使用されることのないもの及び人又は動物の皮膚にはり付けられるものに限る）及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品以外のもの（当該賛成認医薬品についての承認に法第七十九条第一項の規定により条件が付された場合にあっては、当該条件を満たすものに限る。）と有効成分若しくはその配合割合、効能、効果、用法又は用量が異なる医薬品（有効成分の配合割合のみが異なる医薬品にあっては、当該医薬品に係る承認申請に対する審査の内容に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものを除く。）であつて、希少疾患用医薬品でないもの（(1)から(4)まで、(7)、(8)及び(3)から(7)までに掲げるものを除く。）二十万三千五百円

(10) (9)に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品二十万三千五百円

(11) 第七条第一項第二号イ中「(2)まで」を「(2)まで」に改め、同号イ(3)及び(4)中「限り」を「限り、(5)に掲げるものを除く。」に改め、同号イ(2)を同号イ(2)とし、同号イ(2)中「前号イ(3)」を「前号イ(1)」に改め、同号イ(2)を同号イ(2)とし、同号イ(2)中「前号イ(2)」を「前号イ(4)」に改め、同号イ(2)を同号イ(2)とし、同号イ(2)中「前号イ(1)」を「前号イ(3)」に改め、同号イ(9)を同号イ(2)とし、同号イ(8)中「前号イ(9)及び(10)」を「前号イ(1)及び(2)」に、「(9)及び(10)」を「(3)から(2)まで」に改め、同号イ(8)を同号イ(2)とし、同号イ(2)中「前号イ(9)」を「前号イ(2)」に、「限り」を「限り、(2)に掲げるものを除く。」に改め、同号イ(9)を同号イ(2)とし、その次に次のように加える。

(12) 前号イ(1)及び(2)に掲げる医薬品（効能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものであつて、医学、歯科医学又は薬学上の見地から一般に妥当と認められる基準として厚生労働大臣が定めるものに基づき、当該承認申請に係る医薬品の有効性及び安全性が確認できるものに限る。）一万六千七百円

(13) 第七条第一項第二号イ(6)中「前号イ(9)」を「前号イ(1)」に、「限り」を「限り、(2)に掲げるものを除く。」に改め、同号イ(6)を同号イ(2)とし、同号イ(6)中「及び(4)」を「から(5)まで」に改め、同号イ(5)を確認できるものに限る。）九万円

(14) 前号イ(9)に掲げる医薬品（効能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限る。）三十万四千九百円

(15) 前号イ(6)に掲げる医薬品（効能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限る。）一万六千七百円



印刷局 国立印刷所 独立行政法人

日 次

〔省令〕

- 国会の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する件
- 薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令(厚生労働五二)

〔告示〕

- 地域再生計画を認定した件
- (内閣府四)
- 地域再生計画の変更を認定した件
- (同五、六)

- 産業高度化地域を指定する件の一部を改正する件(内閣府・経済産業一)
- 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第五条の規定に基づき、同条の消防常備市町村を指定する件(消防庁三)
- 債権管理回収業に関する特別措置法
- 日本国に帰化を許可する件
- コソボ共和国の承認の件
- 外務二〇四)

- | | |
|--|---|
| ○歳入徵收官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件(財務九三) | ○薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品(厚生労働一二二) |
| ○薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(5)及び(6)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(同一二三) | ○飼料の公定規格の一部を改正する件(農林水産四九一) |
| ○保安林の指定をする件 | ○保安林の指定解除する件(同四九六、四九八) |
| ○保安林の指定施設要件を変更する件(同四九九、五〇三) | ○保安施設地区の指定をする件(同五〇四) |
| ○工業標準化法第十九条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づき登録をした認証機関の件(経済産業五〇) | ○工業標準化法第十九条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の登録の規定に基づき登録をした認証機関の件(同五一) |
| ○水路測量の実施に関する件(同七九) | ○係留施設の使用に関する私設信号に関する告示の一部を改正する件(海上保安庁七八) |
| ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(環境三二) | ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(東北地方環境事務所一) |
| ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(中部地方環境事務所一) | ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(中国四国地方環境事務所一) |
| ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(九州地方環境事務所一) | ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(同二) |

内閣 法務省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労 動

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)電波監理審議会の意見の聴取について
(電波監理審議会)

〔資料〕

閣議決定等事項

- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
(東北地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
(中部地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
(中国四国地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(同二)

〔公 告〕

官 府

財団、司法書士懲戒処分、証票無効、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除權決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
(九州地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(同二)

諸事項

○財務省令第十五号
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十号)の施行及び放送法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百三十六号)の一部の施行に伴い、並びに予算決算及び会計令(昭和二十一年勅令第百六十五号)第百三十七条、第百四十二条及び第百四十四条並びに国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百三十七号)第十条第四項の規定に基づき、國の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十七日

財務大臣 額賀福志郎
國の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令

(国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令の一部改正)

第一条 国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令(大正十一年大蔵省令第二十号)の一部を次のように改正する。
省令の備考4中「適用した金額は、」を「適用して経費を増額した金額がある場合は、」と改め、同書式の中備考5を備考6とし、同書式第九号書式中備考5を備考6とし、同書式の備考4を同書式の備考5とし、同書式の備考3の次に次のようないかえり加える。

4 一般会計において、前年度から繰り越された経費の金額、予備費使用書の決定により配賦された経費の金額又は移用し、若しくは流用した経費の金額について予算の移替を行つた経費の金額がある場合には、その1中「流用等増減額」欄の次に「予算決定後移替増△減額」欄を設け、これを記入する。

(支出官事務規程の一部改正)

第一条 支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号中「第百四十条第三項」の下に「(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百十条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「道府県民税及び市町村民税」の下に「若しくは同法第七百八十八条の四(同法第七百八十八条の六、第七百八十八条の七第三項及び第七百八十八条の八第三項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三条)附則第四十五条第三項において準用する場合を含む。)」の規定による国民健康保険税を加え、「若しくは退職手当等」を「退職手当等若しくは老齢等年金給付」に改める。

別表第十三号書式の備考⑤中「適用した金額は」を「適用して経費を増額した金額がある場合は、」に改め、同書式の備考②を同書式の備考③とし、同書式の備考①の次に次のように加える。

(2) 一般会計において、前年度から繰り越された経費の金額、予備費使用書の决定により配賦された経費の金額又は移用し、若しくは流用した経費の金額については、予算決定後移替増△減額」欄を設け、これを記入する。

別表第十一号書式の備考②中「適用した金額は、」を「適用して経費を増額した金額がある場合は、」と改め、同号③中「住宅金融公庫納付金債権」を「独立行政法人等恩給負担金債権」を「独立行政法人等恩給負担金債権」に改め、同号④中「国民生活金融公庫納付金債権」を「国民生活金融公庫納付金債権」に改め、同号⑤中「少年院等補導作業費債権」を「少年院等補導作業費債権」に改め、同号⑥中「看護学校等生徒給食費債権」を「看護学校等生徒給食費債権」に改め、同号⑦中「年院等補導作業費債権」に改め。

2 一般会計において、前年度から繰り越された経費の金額、予備費使用書の決定により配賦された経費の金額又は移用し、若しくは流用した経費の金額について予算の移替を行つた経費の金額がある場合には、その1中「流用等増減額」欄の次に「予算決定後移替増△減額」欄を設け、これを記入する。

(支出官事務規程の一部改正)

第一条 支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号中「第百四十条第三項」の下に「(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百十条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「道府県民税及び市町村民税」の下に「若しくは同法第七百八十八条の四(同法第七百八十八条の六、第七百八十八条の七第三項及び第七百八十八条の八第三項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三条)附則第四十五条第三項において準用する場合を含む。)」の規定による国民健康保険税を加え、「若しくは退職手当等」を「退職手当等若しくは老齢等年金給付」に改める。

別表第十三号書式の備考⑤中「適用した金額は」を「適用して経費を増額した金額がある場合は、」に改め、同書式の備考②を同書式の備考③とし、同書式の備考①の次に次のように加える。

(債権管理事務取扱規則の一部改正)

第四条 債権管理事務取扱規則(昭和三十一年大蔵省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号②中「独立行政法人等恩給負担金債権」を「独立行政法人等恩給負担金債権」に改め、同号③中「住宅金融公庫納付金債権」を「住宅金融公庫納付金債権」に改め、同号④中「年院等補導作業費債権」を「少年院等補導作業費債権」に改め、同号⑤中「看護学校等生徒給食費債権」を「看護学校等生徒給食費債権」に改め、同号⑥中「年院等補導作業費債権」に改め。

第五条 国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令(昭和四十年大蔵省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「並びに同法附則第九条の三の四の規定に基づき市町村」を削る。

附 則

1 「」の省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の國の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令別表第九号書式、第十三号書式及び第二十号書式は、平成二十年度分の予算から適用し、平成十九年度分の予算についても、なお從前の例による。

3 第一条の規定による改正後の國の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令別表第九号書式、第十三号書式及び第二十号書式は、平成二十年度分の予算から適用し、平成十九年度分の予算から適用し、平成二十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十二号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)を実施するため、並びに薬事法関係手数料規則(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項及び第四項の規定に基づき、薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十七日

厚生労働大臣 沢添 要一
薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令
薬事法関係手数料規則(平成十二年厚生省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

○内閣府告示第六号
地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条第一項第一号イ④に、「第七条第一項第一号イ④」を「第七条第一項第一号イ④」に改める。

第三条中「(又は)」を「(又は)」に改める。

(内閣府告示第四号)
内閣府告示第五号
内閣府告示第五十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十年三月二十二日付けて地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

○内閣府告示第六号
地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条第一項の規定に基づき、平成十八年三月十二日内閣府告示第五十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十年三月二十二日付けて認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年三月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

日 次

〔省令〕

- 国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令
- 薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令 (厚生労働五二)
- 地域再生計画を認定した件
- 地域再生計画の変更を認定した件 (同五、六)
- 産業高度化地域を指定する件の一部を改正する件 (内閣府・経済産業二)
- 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第五条の規定に基づき、同条の消防常備市町村を指定する件 (消防庁三)
- 債権管理回収業に関する特別措置法第二十四条第一項第三号の規定により債権回収会社の営業許可を取り消した件 (法務一七四)
- 日本国に帰化を許可する件 (同一七五)
- コソボ共和国の承認の件 (外務二〇四)

〔告示〕

- 薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品厚生労働一一二)
- 薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(5)及びロの規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (同一二三)
- 銅料の公定規格の一部を改正する件 (農林水産四九一)
- 保安林の指定をする件 (同四九二～四九五)
- 保安林の指定を解除する件 (同四九九～五〇二)
- 保安施設地区の指定をする件 (同五〇四)
- 工業標準化法第十九条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づき登録をした認証機関の件 (経済産業五〇)
- 工業標準化法第十九条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の登録の規定に基づき登録をした認証機関の件 (同五二)
- 係留施設の使用に関する私設信号に関する告示の一部を改正する件 (海上保安庁七八)
- 水路測量の実施に関する件 (同七九)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (環境三二)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (北海道環境事務所一)

- | 官序 | 〔公 告〕 |
|----|---|
| 一 | ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (東北地方環境事務所一) |
| 二 | ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件 (中部地方環境事務所一) |
| 三 | ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (中国四国地方環境事務所一) |
| 四 | ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件 (九州地方環境事務所一) |
| 五 | ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件 (同二) |
| 六 | ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (同二) |
| 七 | ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件 (同二) |
| 八 | ○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件 (同二) |

財團、司法書士懲戒処分、証票無効、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

三三三

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官厅報告〕

〔勞 勵〕

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

〔公 聽 会〕

電波監理審議会の意見の聴取について
(電波監理審議会)

〔資 料〕

閣議決定等事項

三

一〇

一〇

一〇

九九九

八

〔公 告〕

諸事項

三三三

昭和 20 年 3 月 27 日 木曜日

昭和 20 年 3 月 27 日 木曜日

| | |
|---|--------------------------------|
| 住所 千葉県船橋市習志野 5 丁目 11 番 2 号 | 住所 神奈川県茅ヶ崎市高田 2 丁目 10 番 12 号 |
| 陳淑華 昭和 37 年 8 月 31 日生 | ビビアネ・ヌノムラ 昭和 63 年 7 月 1 日生 |
| 住所 埼玉県川口市並木 3 丁目 7 番 1-205 号 | 住所 東京都文京区大塚 6 丁目 28 番 16 号 |
| メロディ・ディ・ヘスス・ウチダ 昭和 42 年 1 月 5 日生 | 鄭蘭 昭和 56 年 7 月 14 日生 |
| 住所 沖縄県沖縄市安慶田 4 丁目 16 番 16 号 | 住所 千葉市中央区新宿 2 丁目 5 番 9-1001 号 |
| ブリオ・セサル・ナカマ・キャン 昭和 46 年 3 月 30 日生 | 住所 方海蓮 昭和 49 年 12 月 5 日生 |
| 住所 埼玉県上尾市大字上 192 番地 5 | 住所 徐萍 昭和 46 年 6 月 2 日生 |
| 周額 昭和 54 年 6 月 3 日生 | 廖慧敏 平成元年 4 月 21 日生 |
| 住所 静岡県富士市岩本 537 番地 72 | 住所 横浜市南区高砂町 2 丁目 21 番地 |
| カルロス・アルベルト・モンテアグド 昭和 20 年 10 月 19 日生 | 邵麗 昭和 46 年 10 月 8 日生 |
| 住所 東京都町田市中町 2 丁目 1 番 8 号 | 住所 横浜市瀬谷区阿久和西 2 丁目 49 番地 3 |
| 孫英 昭和 54 年 3 月 11 日生 | 朴永治 昭和 29 年 7 月 19 日生 |
| 住所 東京都日野市大字日野 2871 番地 5 | 朴崇裕 昭和 59 年 9 月 17 日生 |
| 葵輪平 昭和 47 年 12 月 23 日生 | 朴裕和 昭和 61 年 5 月 15 日生 |
| 羊宇航 平成 7 年 11 月 9 日生 | 住所 川崎市川崎区京町 1 丁目 12 番 15-314 号 |
| 住所 山口県岩国市岩国 3 丁目 6 番 29 号 | 住所 卡元錫 昭和 43 年 2 月 15 日生 |
| 白平 昭和 51 年 4 月 16 日生 | 住所 川崎市宮前区馬絆 135 番地 |
| 住所 愛知県豊田市美和町 3 丁目 3 番地 1 | 像福順 昭和 53 年 10 月 29 日生 |
| キンゴコク・エティルベルト・チャン・マツナガ 昭和 35 年 2 月 26 日生 | 住所 神奈川県小田原市鷺宮 196 番地 |
| マリア・デル・カルメン・パトリシア・マゼック ティ・デ・チャン 昭和 38 年 4 月 15 日生 | 孫影 昭和 24 年 7 月 25 日生 |
| マリナ・ライ・ワ・チャン・マゼッティ 昭和 59 年 1 月 12 日生 | ○ 本務省告示第 93 号 |
| カルメン・ライ・メイ・チャン・マゼッティ 昭和 60 年 8 月 5 日生 | ○ 財務省告示第 93 号 |
| 住所 和歌山県橋本市高野口町伏原 905 番地 1 | ○ 岐阜県政令第 11 号 |
| 朴幸雄 昭和 27 年 6 月 20 日生 | ○ 本務省告示第 93 号 |
| 金王淑 昭和 28 年 1 月 27 日生 | ○ 本務省告示第 93 号 |
| 住所 和歌山県橋本市三石台 1 丁目 1 番地 3 | ○ 本務省告示第 93 号 |
| 朴諭香 昭和 56 年 2 月 1 日生 | ○ 本務省告示第 93 号 |
| 住所 和歌山県橋本市高野口町伏原 834 番地 | ○ 本務省告示第 93 号 |
| 朴諭治 昭和 52 年 7 月 12 日生 | ○ 本務省告示第 93 号 |
| マリア・ケイコ・フジタ 昭和 27 年 2 月 11 日生 | ○ 本務省告示第 93 号 |
| イーゴル・ヌノムラ 平成 5 年 2 月 13 日生 | ○ 本務省告示第 93 号 |

住所 神奈川県茅ヶ崎市高田 2 丁目 10 番 12 号
ビビアネ・ヌノムラ 昭和 63 年 7 月 1 日生
住所 東京都文京区大塚 6 丁目 28 番 16 号
鄭蘭 昭和 56 年 7 月 14 日生
陳一然 平成 2 年 2 月 22 日生
住所 静岡県下田市柿崎 30 番 6 号
徐萍 昭和 46 年 6 月 2 日生

住所 千葉市中央区新宿 2 丁目 5 番 9-1001 号
方海蓮 昭和 49 年 12 月 5 日生

住所 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 1 丁目 2 番 32 号
廖慧敏 平成元年 4 月 21 日生

住所 横浜市南区高砂町 2 丁目 21 番地
邵麗 昭和 46 年 10 月 8 日生

住所 横浜市瀬谷区阿久和西 2 丁目 49 番地 3
朴永治 昭和 29 年 7 月 19 日生

住所 川崎市川崎区京町 1 丁目 12 番 15-314 号
朴裕和 昭和 61 年 5 月 15 日生

住所 川崎市宮前区馬絆 135 番地
像福順 昭和 53 年 10 月 29 日生

住所 神奈川県小田原市鷺宮 196 番地
孫影 昭和 24 年 7 月 25 日生

○ 本務省告示第 93 号

○ 野生労働省告示第 93 号

大 第一類医薬品及び第一類医薬品別表第三に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに同表に掲げるその他のもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

○ 野生労働省告示第 93 号

平成 10 年 3 月 27 日

農林水産大臣 若林 正俊

農林水産大臣 若林 正俊</

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

日 次

〔省令〕

- 国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する件
- 薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令 (厚生労働五一)
- 地域再生計画を認定した件 (内閣府四)
- 地域再生計画の変更を認定した件 (同五、六)
- 産業高度化地域を指定する件の一部を改正する件 (内閣府・経済産業一)
- 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第五条の規定に基づき、同条の消防常備市町村を指定する件 (消防庁三)
- 債権管理回収業に関する特別措置法第二十四条第一項第三号の規定により債権回収会社の営業許可を取り消した件 (法務一七四)
- 日本国に帰化を許可する件 (同一七五)
- コソボ共和国の承認の件 (外務二〇四)

〔告示〕

- 地域再生計画を認定した件 (内閣府四)
- 薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令 (厚生労働五一)
- 産業高度化地域を指定する件の一部を改正する件 (内閣府・経済産業一)
- 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第五条の規定に基づき、同条の消防常備市町村を指定する件 (消防庁三)
- 債権管理回収業に関する特別措置法第二十四条第一項第三号の規定により債権回収会社の営業許可を取り消した件 (法務一七四)
- 日本国に帰化を許可する件 (同一七五)
- コソボ共和国の承認の件 (外務二〇四)

- | |
|---|
| ○ 募入徵収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件 (財務九三) |
| ○ 募事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品 (厚生労働一二二) |
| ○ 募事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(5)及びロの規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (同一二三) |
| ○ 銅料の公定規格の一部を改正する件 (農林水産四九一) |
| ○ 保安林の指定をする件 (同四九二～四九五) |
| ○ 保安林の指定を解除する件 (同四九六～四九八) |
| ○ 保安施設地区の指定をする件 (同五〇四) |
| ○ 工業標準化法第十九条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づき登録をした認証機関の件 (経済産業五〇) |
| ○ 工業標準化法第十九条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の登録の規定に基づき登録をした認証機関の件 (同五一) |
| ○ 係留施設の使用に関する私設信号に関する告示の一部を改正する件 (海上保安庁七八) |
| ○ 水路測量の実施に関する件 (同七九) |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (環境三二) |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (北海道地方環境事務所一) |

- | |
|--|
| ○ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (関東地方環境事務所一) |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件 (中部地方環境事務所二) |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (中国四国地方環境事務所一) |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (九州地方環境事務所一) |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件 (同二) |
| ○ 人事異動 |
| 〔国会事項〕 |
| 〔官庁報告〕 |
| 〔官室事項〕 |
| 〔叙位・叙勳〕 |
| 〔内閣 法務省 最高裁判所〕 |

- | | |
|--|---------------------------------|
| ○ 官庁 | 〔公 告〕 |
| ○ 財團、司法書士懲戒処分、証票無効、農地の買取前の所有者等への売払通知に代える公告関係 | 諸事項 |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (関東地方環境事務所一) | 裁判所 |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件 (中部地方環境事務所二) | 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係 |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (中国四国地方環境事務所一) | 会社その他 |

| | |
|-----|--|
| 四 | ○ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (東北地方環境事務所二) |
| 五 | ○ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件 (中部地方環境事務所二) |
| 六 | ○ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (中国四国地方環境事務所一) |
| 七 | ○ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件 (九州地方環境事務所一) |
| 八 | ○ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (関東地方環境事務所一) |
| 九 | ○ 人事異動 |
| 十 | 〔国会事項〕 |
| 十一 | 〔官庁報告〕 |
| 十二 | 〔官室事項〕 |
| 十三 | 〔叙位・叙勳〕 |
| 十四 | 〔内閣 法務省 最高裁判所〕 |
| 十五 | 〔公 告〕 |
| 十六 | 〔公聴会〕 |
| 十七 | 争議行為の通知の公表について |
| 十八 | 電波監理審議会の意見の聴取について |
| 十九 | (電波監理審議会) |
| 二十 | ○ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (環境三二) |
| 二十一 | ○ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (北海道地方環境事務所一) |

平成20年3月27日 木曜日

官報

| | |
|----|---|
| 住所 | 千葉県船橋市習志野5丁目11番2号 陳淑華 昭和37年8月31日生 |
| 住所 | 埼玉県川口市並木3丁目7番1—205号 周海軒 昭和62年3月27日生 |
| 住所 | 埼玉県春日部市緑町6丁目3番12—103号 メロディ・ティ・ヘスス・ウチダ 昭和42年1月5日生 |
| 住所 | 沖縄県沖縄市安慶田4丁目16番16号 フリオ・セサル・ナカマ・キャン 昭和46年3月30日生 |
| 住所 | 埼玉県上尾市大字上192番地5 周穎 昭和56年6月3日生 |
| 住所 | 静岡県富士市岩本537番地72 カルロス・アルベルト・モンテアグド 昭和20年1月10日19日生 |
| 住所 | 東京都町田市中町2丁目1番8号 孫英 昭和54年3月11日生 |
| 住所 | 東京都日野市大字日野2871番地5 蔡傳平 昭和47年12月23日生 |
| 住所 | 平成7年11月9日生 辛宇航 |
| 住所 | 山口県岩国市岩国3丁目6番29号 白平 昭和51年4月16日生 |
| 住所 | 愛知県豊田市美和町3丁目3番地1 キンゴコク・エディベルト・チャン・マツナガ 昭和35年2月26日生 |
| 住所 | マリア・デル・カルメン・パトリシア・マゼッティ・ティ・デ・チャン 昭和38年4月15日生 |
| 住所 | マリナ・ライ・ワ・チャン・マゼッティ 昭和58年1月12日生 |
| 住所 | カルメン・ライ・マイ・チャン・マゼッティ 昭和60年8月5日生 |
| 住所 | 和歌山県橋本市高野町伏原905番地1 村辛雄 昭和27年6月20日生 |
| 住所 | 金壬淑 昭和28年1月27日生 |
| 住所 | 和歌山県橋本市三石台1丁目1番地3 朴理香 昭和56年2月1日生 |
| 住所 | 和歌山県橋本市高野町伏原834番地 朴讓治 昭和52年7月12日生 |
| 住所 | 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11916番地1 マリア・ケイコ・フジタ 昭和27年2月11日生 |
| 住所 | イゴル・ヌノムラ 平成5年2月13日生 |

| | |
|---|---|
| 住所 | 神奈川県茅ヶ崎市高田2丁目10番12号 |
| ビビアネ・ヌノムラ | 昭和63年7月1日生 |
| 住所 | 東京都文京区大塚6丁目28番16号 |
| 郵便番号 | 112-0006 |
| 住所 | 千葉県中央区新宿2丁目5番9-1001号 |
| 陳一然 | 平成2年2月22日生 |
| 住所 | 静岡県下田市柿崎30番6号 |
| 方海蓮 | 昭和49年12月5日生 |
| 住所 | 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷1丁目2番32号 |
| 徐萍 | 昭和44年6月2日生 |
| 廖慧敏 | 平成元年4月21日生 |
| 住所 | 横浜市南区高砂町2丁目21番地 |
| 邵麗 | 昭和46年10月8日生 |
| 住所 | 横浜市瀬谷区阿久和西2丁目49番地3 |
| 丸永治 | 昭和29年7月19日生 |
| 金明美 | 昭和34年4月2日生 |
| 朴崇裕 | 昭和59年9月17日生 |
| 朴廟里 | 昭和61年5月15日生 |
| 朴裕和 | 昭和62年4月27日生 |
| 住所 | 川崎市川崎区京町1丁目12番15-314号 |
| 卞元錫 | 昭和43年2月15日生 |
| 住所 | 川崎市宮前区馬場155番地 |
| 懷福順 | 昭和53年10月29日生 |
| 住所 | 神奈川県小田原市鳴宮116番地 |
| 孫影 | 昭和54年7月25日生 |
| ○本件は即ち「即日印 | |
| 共保團の承認」た。 | |
| 平成11年11月11十七四 | |
| ○財務省告示第九十三号 | 外務大臣 高村 由雄 |
| 歳入徴収官事務規程(昭和11十七年大蔵省令第百四十一号)第11十八条の三第四項の規定に基く規程 | も、歳入徴収官事務規程第11十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件(平成十五年三月財務省告示第百五十六号)の一部を次のよう改定し、平成11年四月1日から適用する。 |
| 平成11年11月11十七四 | 財務大臣 額賀福作 |
| 第六号中「同法第九十三条の三第一項」を「及び同法第九十三条の三第一項」に改め、「及び同法附則第九条の三の四の規定に基き市町村が納付する保険金」を削除。 | |

○厚生労働省告示第百二十一号
薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき、薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十七日

厚生労働大臣 外添 要一

薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品

薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品は、次の各号のいずれかに掲げる医薬品以外のものとする。

一 薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品(平成十九年厚生労働省告示第六十九号)。以下「第一類医薬品及び第二類医薬品」という。別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに同表に掲げるその他のもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

二 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第三に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

三 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第三に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

四 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げる漢方処方及び同表に掲げるその他のものを有効成分として含有する製剤

五 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げる漢方処方及び同表に掲げるその他のものを有効成分として含有する製剤

| |
|--|
| <p>○厚生労働省告示第百一十三号</p> <p>薬事法関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第七条第一項第二号イ(4)及び四の規定に基づき、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(5)及び四の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。</p> <p>平成二十年三月二十七日</p> |
| <p>厚生労働大臣 勅添 要一</p> |
| <p>薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(4)及び四の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準</p> |
| <p>薬事法関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第七条第一項第二号イ(4)及び四の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> |
| <p>一　国際機関により定められた基準であつて、乳児用調製粉乳の用法として、調乳の際に使用する湯の温度を摂氏七十度以上に保つことその他の事項を定めるもの</p> |
| <p>二　一般用漢方処方に關する薬事法（昭和三十年法律第四百四十五号）第十四条第二項第三号（同条第九項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の審査に係る基準</p> |
| <p>○農林水産省告示第四百九十一号</p> <p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。</p> <p>平成二十一年三月二十七日</p> |
| <p>農林水産大臣 若林 正俊</p> |
| <p>（次のようには、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）</p> |
| <p>○農林水産省告示第四百九十二号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。</p> |
| <p>平成二十一年三月二十七日</p> |

平成20年度医薬品手数料単価比較表(改定案)

注) 手数料額欄の下段は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

(単位:円)

| 区分 | 【現行】手数料額 | | 【改定】手数料額 | | | |
|------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|
| | 国 | 機構(審査) | 国 | 機構(審査) | | |
| 医薬品審査(新規承認) | | | | | | |
| 新医薬品(その1)(オーファン以外) | 先の申請品目 | 480,700 7条1項1号イ(1) | 23,788,100 17条1項1号イ(1) | 480,700 7条1項1号イ(1) | 23,788,100 17条1項1号イ(1) | |
| | 規格違い品目 | 131,500 7条1項1号イ(2) | 2,464,000 17条1項1号イ(3) | 131,500 7条1項1号イ(2) | 2,464,000 17条1項1号イ(3) | |
| 新医薬品(その1)(オーファン) | 先の申請品目 | 480,700 7条1項1号イ(1) | 19,934,100 17条1項1号イ(2) | 480,700 7条1項1号イ(1) | 19,934,100 17条1項1号イ(2) | |
| | 規格違い品目 | 131,500 7条1項1号イ(2) | 2,061,500 17条1項1号イ(4) | 131,500 7条1項1号イ(2) | 2,061,500 17条1項1号イ(4) | |
| 新医薬品(その2)(オーファン以外) | 先の申請品目 | 314,900 7条1項1号イ(3) | 11,353,100 17条1項1号イ(5) | 314,900 7条1項1号イ(3) | 11,353,100 17条1項1号イ(5) | |
| | 規格違い品目 | 90,100 7条1項1号イ(4) | 1,174,300 17条1項1号イ(6) | 90,100 7条1項1号イ(4) | 1,174,300 17条1項1号イ(6) | |
| 新医薬品(その2)(オーファン) | 先の申請品目 | 314,900 7条1項1号イ(5) | 9,345,700 17条1項1号イ(7) | 314,900 7条1項1号イ(5) | 9,345,700 17条1項1号イ(7) | |
| | 規格違い品目 | 90,100 7条1項1号イ(6) | 1,004,100 17条1項1号イ(8) | 90,100 7条1項1号イ(6) | 1,004,100 17条1項1号イ(8) | |
| 後発医療用医薬品 | 適合性調査あり | 29,200 7条1項1号イ(7),(8) | 412,100 17条1項1号イ(9) | 29,200 7条1項1号イ(7),(8) | 412,100 17条1項1号イ(9) | |
| | 適合性調査なし | 29,200 7条1項1号イ(7),(8) | 412,100 17条1項1号イ(9) | 29,200 7条1項1号イ(7),(8) | 412,100 17条1項1号イ(9) | |
| 一般用医薬品 | スイッチOTC等 | 先の申請品目 | | 203,500 7条1項1号イ(9) | 1,291,600 17条1項1号イ(10) | |
| | | 規格違い品目 | | 203,500 7条1項1号イ(10) | 1,291,600 17条1項1号イ(10) | |
| | その他 | 19,300 7条1項1号イ(9),(10) | 110,300 17条1項1号イ(10) | 19,300 7条1項1号イ(11),(12) | 110,300 17条1項1号イ(11) | |
| 医薬品審査(承認事項一部変更承認) | | | | | | |
| 新医薬品(その1、その2)(オーファン以外) | 効能・効果、用法又は用量の変更 | 先の申請品目 | 314,900 7条1項2号イ(1),(7) | 10,190,500 17条1項2号イ(1) | 314,900 7条1項2号イ(1) | 10,190,500 17条1項2号イ(1) |
| | | 規格違い品目 | 90,100 7条1項2号イ(2),(8) | 1,057,400 17条1項2号イ(2) | 90,100 7条1項2号イ(2),(8) | 1,057,400 17条1項2号イ(2) |
| 新医薬品(その1、その2)(オーファン) | その他(上記以外の変更) (再審査期間中) | 適合性調査あり | 16,700 7条1項2号イ(3),(9) | 205,100 17条1項2号イ(3) | 16,700 7条1項2号イ(3),(9) | 205,100 17条1項2号イ(3) |
| | | 適合性調査なし | 16,700 7条1項2号イ(3),(9) | 205,100 17条1項2号イ(3) | 16,700 7条1項2号イ(3),(9) | 205,100 17条1項2号イ(3) |
| 後発医療用医薬品 | 効能・効果、用法又は用量の変更 | 先の申請品目 | 314,900 7条1項2号イ(4),(10) | 8,434,300 17条1項2号イ(4) | 314,900 7条1項2号イ(4),(10) | 8,434,300 17条1項2号イ(4) |
| | | 規格違い品目 | 90,100 7条1項2号イ(5),(11) | 875,600 17条1項2号イ(5) | 90,100 7条1項2号イ(5),(11) | 875,600 17条1項2号イ(5) |
| 新医薬品(その1、その2)(オーファン) | その他(上記以外の変更) (再審査期間中) | 適合性調査あり | 16,700 7条1項2号イ(6),(12) | 132,700 17条1項2号イ(6) | 16,700 7条1項2号イ(6),(12) | 132,700 17条1項2号イ(6) |
| | | 適合性調査なし | 16,700 7条1項2号イ(6),(12) | 132,700 17条1項2号イ(6) | 16,700 7条1項2号イ(6),(12) | 132,700 17条1項2号イ(6) |
| 一般用医薬品 | 効能・効果、用法又は用量の変更 | 先の申請品目 | 314,900 7条1項2号イ(13) | 10,190,500 17条1項2号イ(1) | 314,900 7条1項2号イ(13) | 10,190,500 17条1項2号イ(1) |
| | | 規格違い品目 | 90,100 7条1項2号イ(14) | 1,057,400 17条1項2号イ(2) | 90,100 7条1項2号イ(14) | 1,057,400 17条1項2号イ(2) |
| 新医薬品(その1、その2)(オーファン) | ガイドライン等に基づくもの | | | 16,700 7条1項2号イ(15) | 35,600 17条1項2号イ(7) | |
| | | | | 16,700 7条1項2号イ(16) | 205,100 17条1項2号イ(3) | |
| 後発医療用医薬品 | その他(上記以外の変更) | 適合性調査あり | 16,700 7条1項2号イ(15) | 205,100 17条1項2号イ(3) | 16,700 7条1項2号イ(16) | 205,100 17条1項2号イ(3) |
| | | 適合性調査なし | 16,700 7条1項2号イ(15) | 205,100 17条1項2号イ(3) | 16,700 7条1項2号イ(16) | 205,100 17条1項2号イ(3) |
| 一般用医薬品 | スイッチOTC等 | 先の申請品目 | | 314,900 7条1項2号イ(17) | 10,190,500 17条1項2号イ(1) | |
| | | 規格違い品目 | | 90,100 7条1項2号イ(18) | 1,057,400 17条1項2号イ(2) | |
| 新医薬品(その1、その2)(オーファン) | その他(上記以外の変更) | 適合性調査あり | 16,700 7条1項2号イ(19) | 56,400 7条1項2号イ(19) | 16,700 7条1項2号イ(19) | 56,400 17条1項2号イ(8) |
| | | 適合性調査なし | 16,700 7条1項2号イ(19) | 56,400 7条1項2号イ(19) | 16,700 7条1項2号イ(19) | 56,400 17条1項2号イ(8) |
| 後発医療用医薬品 | 効能・効果、用法又は用量の変更 | 先の申請品目 | 314,900 7条1項2号イ(20) | 10,190,500 17条1項2号イ(1) | 314,900 7条1項2号イ(20) | 10,190,500 17条1項2号イ(1) |
| | | 規格違い品目 | 90,100 7条1項2号イ(21) | 1,057,400 17条1項2号イ(2) | 90,100 7条1項2号イ(21) | 1,057,400 17条1項2号イ(2) |
| 新医薬品(その1、その2)(オーファン) | ガイドライン等に基づくもの | | | 16,700 7条1項2号イ(22) | 35,600 17条1項2号イ(7) | |
| | | | | 16,700 7条1項2号イ(23) | 56,400 17条1項2号イ(8) | |
| 後発医療用医薬品 | その他(上記以外の変更) | 適合性調査あり | 16,700 7条1項2号イ(24) | 56,400 7条1項2号イ(24) | 16,700 7条1項2号イ(24) | 56,400 17条1項2号イ(8) |
| | | 適合性調査なし | 16,700 7条1項2号イ(24) | 56,400 7条1項2号イ(24) | 16,700 7条1項2号イ(24) | 56,400 17条1項2号イ(8) |

